

富士見市電子申請・届出サービスのご案内

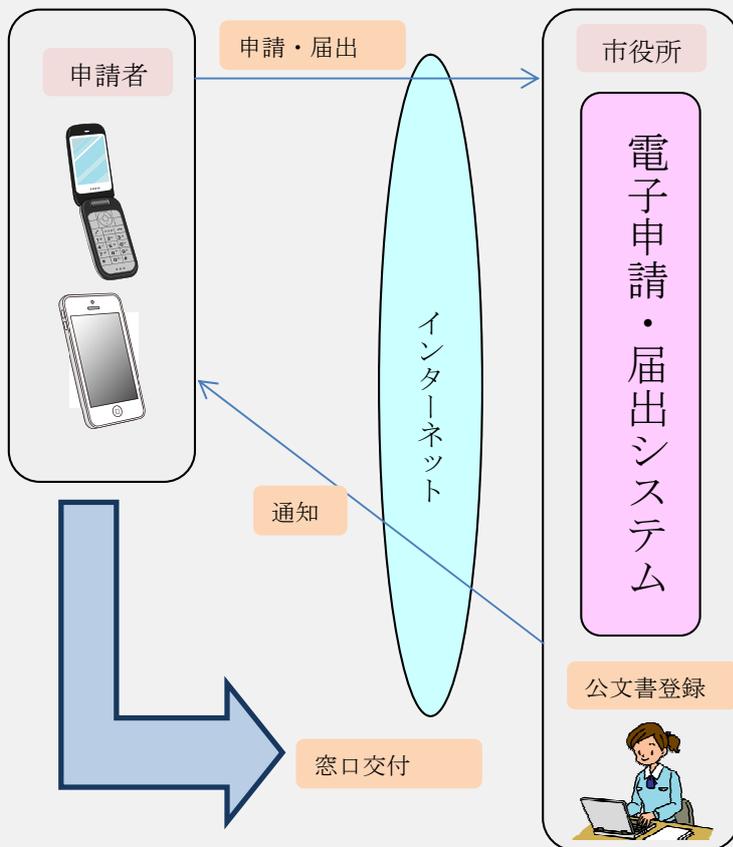
モバイル端末（携帯電話、スマートフォン）から申請・届出ができます

パソコンからの「申請・届出」に加え、モバイル端末（携帯電話、スマートフォン）からも、「申請・届出」ができるようになりました。ただし、モバイル端末から「申請・届出」ができるのは、簡易な申請で電子署名が不要なものに限られ、下記「申請・届出」についてのみ可能となりました。今後、申請可能な手続きを順次拡大していく予定です。なお、利用開始時には、利用者情報の登録が必要となります。

申請可能な手続き

- 水道使用開始届
- 水道使用中止届
- 水道中止開始届
- 水道料金納付書等の送付先変更

手続イメージ



- 申請者は、モバイル端末（携帯電話、スマートフォン）から「電子申請・届出システム」にアクセスし、申請書フォームに入力し、送信します。
- 市役所は、申請書の受付、審査、公文書登録を行います。
- 交付物がある場合は、窓口に取りに行きます。

手続の流れ

① 富士見市ホームページ

富士見市のホームページにアクセスし、「携帯サイト」をクリックします。

② 携帯電話ページ

携帯電話ページから「電子申請」をクリックします。

③ 電子申請

「手続き一覧」をクリックし、手続きを選択します。

④ 利用規約に同意します

各手続きの初めに利用規約に同意します。

⑤ 情報の入力

申請書フォームに氏名、住所等基本情報を入力するとともに、必要な情報を入力します。

⑥ 入力の確認

入力確認ボタンを押し、内容を確認します。
通知等必要でない手続きは送信ボタンを押す事で手続きが完了します。

⑦ 公文書登録

文書審査後、公文書登録し、通知等必要なものは申請者へ通知します。

⑧ 窓口交付

交付物がある場合は、交付窓口まで取りに行きます。

※ 申請に不備がある場合は、「差戻し」や「却下」となる場合があります。連絡先等入力漏れのない様お願いいたします。